

議 事 日 程

令和元年 第 3 回 定 例 会
7月25日(木) 午前10時00分
五所川原市本庁舎 3階 議会委員会室

開会

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 会期の決定

第 3 前回会議録の承認(令和元年第2回定例会)

第 4 教育長の報告

第 5 議案第8号 臨時代理の承認を求めることについて(消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について(第4条、第5条及び第19条))

第 6 議案第9号 五所川原市ふるさと交流圏民センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

第 7 議案第10号 平成31年度五所川原市教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について

第 8 議案第11号 令和2年度使用教科用図書について

閉会

※ 次回定例会開催予定日 令和元年8月21日(水) 午後1時30分
五所川原市本庁舎 3階 議会委員会室

令和元年

五所川原市教育委員会

第 3 回 定 例 会

(付議案件綴)

五所川原市教育委員会

目 次

付議案件

- | | | | |
|---|-----------|--|-------|
| 1 | 議案第 8 号 | 臨時代理の承認を求めることについて（消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（第 4 条、第 5 条及び第 1 9 条）） | P 1 |
| 2 | 議案第 9 号 | 五所川原市ふるさと交流圏民センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について | P 1 6 |
| 3 | 議案第 1 0 号 | 平成 3 1 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について | P 1 9 |

議案第 8 号

臨時代理の承認を求めることについて

下記事件について、五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 6 条第 1 項の規定により臨時代理し同意したので、同条第 2 項の規定により報告し、その承認を求める。

令和元年 7 月 25 日提出

五所川原市教育委員会教育長 長 尾 孝 紀

記

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
(第 4 条、第 5 条及び第 19 条)

提案理由

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、使用料、手数料等の額を改めるための条例案に同意したので、これを報告し、その承認を求めるものである。

議案第13号

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

令和元年5月30日提出

五所川原市長 佐々木 孝 昌

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例（案）
 （五所川原市行政財産使用料徴収条例の一部改正）

第1条 五所川原市行政財産使用料徴収条例（平成17年五所川原市条例第62号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（消費税等相当額の特例）

- 4 令和元年10月1日前になされた同日以後に使用する行政財産の使用の許可に係る第2条第2項の消費税等相当額は、消費税法の規定に基づき消費税が課される金額に当該許可をした日に適用される同法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び当該額に同日に適用される地方税法第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合計して算出する。

（五所川原市コミュニティセンター設置条例の一部改正）

第2条 五所川原市コミュニティセンター設置条例（平成17年五所川原市条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

区分		使用時間		使用時間	
		午前9時から 正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
一室	220㎡以上の 室	4,190円 (5,240円)	6,290円 (7,860円)	7,120円 (8,910円)	15,510円 (19,380円)
	115㎡以上 220㎡未満の 室	2,100円 (2,620円)	3,140円 (3,880円)	3,560円 (4,400円)	7,750円 (9,640円)
	50㎡以上115 ㎡未満の室	1,260円 (1,570円)	1,890円 (2,310円)	2,100円 (2,620円)	4,620円 (5,760円)
		50㎡未満の 室	840円 (1,050円)	1,260円 (1,570円)	1,360円 (1,680円)
調理室		1,050円 (1,260円)	1,570円 (1,890円)	1,780円 (2,200円)	3,880円 (4,820円)

備考

- 1 1館全部を午前9時から午後9時まで使用する場合の使用料の額は、16,760円（冷暖房を使用する場合は、20,950円）とする。ただし、次の第1号から第5号までに掲げるコミュニティセンターを使用する場合については、12,570円（冷暖房を使用する場合は、15,710円）とし、第6号に掲げるコミュニティセンターを使用する場合については、41,910円（冷暖房を使用する場合は52,380円）とする。

- (1) コミュニティ防災センター
- (2) 毘沙門・長富コミュニティセンター
- (3) しきしまコミュニティセンター
- (4) 富士見コミュニティセンター
- (5) 北部コミュニティセンター

(6) 市浦コミュニティセンター

2 下段括弧内の額は、冷暖房を使用する場合の使用料の額とする。

別表第3 (第11条関係)

区分		1時間当たりの利用料金
一室	220㎡以上の室	2,310円以下
	115㎡以上220㎡未満の室	1,150円以下
	50㎡以上115㎡未満の室	730円以下
	50㎡未満の室	520円以下
調理室		630円以下
駐車場(1台分)		220円以下

備考 駐車場の利用料金は、駐車場のみを利用する場合に限るものとする。

(五所川原市集会所設置条例の一部改正)

第3条 五所川原市集会所設置条例(平成17年五所川原市条例第67号)の一部を次のように改正する。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2 (第8条関係)

区分	1時間当たりの使用料
全館	840円 (1,050円)

備考 下段括弧内の額は、冷暖房を使用する場合の使用料の額とする。

別表第3 (第11条関係)

区分	1時間当たりの利用料金
全館	1,050円以下
駐車場(1台分)	220円以下

備考 駐車場の利用料金は、駐車場のみを利用する場合に限るものとする。

(五所川原市公民館設置条例の一部改正)

第4条 五所川原市公民館設置条例(平成17年五所川原市条例第88号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第5条関係)

公民館使用料

1 五所川原市中央公民館

階	室名	使用時間区分	午前9時から午後5時まで (1時間当たり)	午後5時から午後10時まで (1時間当たり)
		円	円	
1階	大ホール	円	1,250	1,490
	和室(1)	円	360	420
	和室(2)	円	360	420
2階	第1会議室	円	890	1,070
	第2会議室	円	530	640

	第3会議室	710	850
	第4会議室	530	640
	サークル室	530	640
	視聴覚室	890	1,070
	工芸室	710	850
	音楽室	530	640
3階	第1研修室 (大広間)	1,810	2,170
	式場	360	420
	第1控室	360	420
	第2控室	360	420
	第2研修室	360	420
	第3研修室	360	420
	作法室	360	420
	調理実習室	710	850

備考

(1) 冷暖房を使用する場合は、次により冷暖房料を徴収する。ただし、冷暖房の使用時間は冷暖房器具の実際の運転時間をもって算定し、当該運転時間に1時間未満の端数が生じたときは1時間とみなす。

ア ボイラー使用の場合 1時間当たり大ホール及び第1研修室(大広間)については1,980円、視聴覚室、第1会議室及び調理実習室については660円、その他の室については390円

イ 石油ストーブ使用の場合 小型ストーブについては1個につき1時間当たり260円、大型ストーブについては1個につき1時間当たり520円

ウ エアコンディショナー使用の場合 1時間当たり第1研修室(大広間)については250円、第1会議室については130円、第3会議室及び和室については60円

(2) 調理実習室及び準備室を使用する場合において、ガスコンロを使用するときはガスコンロ1台につき330円、水道を使用するときは550円をそれぞれ徴収する。

(3) 備付の座布団及びテーブルクロスを使用するときは、洗濯料として実費を徴収する。

(4) 第1研修室(大広間)を仕切り、その一方のみを使用する場合の使用料は、同室を全部を使用する場合の使用料の半額とする。

2 金木公民館

階	使用時間区分 室名	午前9時から午後5時まで (1時間当たり)	午後5時から午後10時まで (1時間当たり)
		円	円
1階	大会議室(和室)	630	750
	小会議室(和室)	390	460
	大ホール	880	1,050
	調理室	390	460

	住民室	390	460
2階	研修室	390	460
	講習室	390	460
	視聴覚室	390	460

備考

(1) 冷暖房を使用する場合は、次により冷暖房料を徴収する。ただし、冷暖房の使用時間は冷暖房器具の実際の運転時間をもって算定し、当該運転時間に1時間未満の端数が生じたときは1時間とみなす。

ア ボイラー使用の場合 1時間当たり 2,140 円

イ 石油ストーブ使用の場合 小型ストーブについては1個につき1時間当たり 260 円、大型ストーブについては1個につき1時間当たり 520 円

ウ エアコンディショナー使用の場合 1時間当たり大ホールについては 500 円、大会議室については 250 円、小会議室及び住民室については 130 円

(2) 調理室を使用する場合において、ガスコンロを使用するときはガスコンロ1台につき 330 円、水道を使用するときは 550 円をそれぞれ徴収する。

(3) 備付の座布団及びテーブルクロスを使用するときは、洗濯料として実費を徴収する。

(五所川原市歴史民俗資料館設置条例の一部改正)

第5条 五所川原市歴史民俗資料館設置条例（平成17年五所川原市条例第90号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「のとおりとする」を「に定める額を上限とする範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする」に改める。

別表中「(第4条及び第7条関係)」を「(第4条、第7条関係)」に改め、同表市浦歴史民俗資料館の表を次のように改める。

市浦歴史民俗資料館

区分		入館料（利用料金）
個人	高校生以下	無料
	大学生	220 円
	一般	310 円
団体（20人以上）	高校生以下	無料
	大学生	160 円
	一般	260 円

(五所川原市地域福祉センター設置条例の一部改正)

第6条 五所川原市地域福祉センター設置条例（平成17年五所川原市条例第101号）の一部を次のように改正する。

別表多目的ホールの項中「2,500円」を「2,620円」に、「2,950円」を「3,090円」に、「5,200円」を「5,450円」に改める。

(五所川原市老人福祉センター設置条例の一部改正)

第7条 五所川原市老人福祉センター設置条例（平成17年五所川原市条例第112号）の一部を次のように改正する。

別表の2 金木老人福祉センター、喜良市老人福祉センター、嘉瀬老人福祉センター

使用料の表中

「

500 円	400 円
200 円	150 円

」

を

「

520 円	420 円
220 円	160 円

」

に改め、同表備考5中「300円」を「310円」に改める。

別表の3 市浦老人生きがいセンター使用料の表中

「

1 時間あたり	210 円	1 時間あたり	410 円
1 時間あたり	520 円	1 時間あたり	1,030 円
1 時間あたり	210 円	1 時間あたり	410 円
1 件につき	20,600 円		

」

を

「

1 時間あたり	220 円	1 時間あたり	440 円
1 時間あたり	550 円	1 時間あたり	1,080 円
1 時間あたり	220 円	1 時間あたり	440 円
1 件につき	21,580 円		

」

に改め、同表備考3中「さらに」を「更に」に改める。

(五所川原市生活支援ハウス設置条例の一部改正)

第8条 五所川原市生活支援ハウス設置条例(平成17年五所川原市条例第114号)の一部を次のように改正する。

別表第3通所介護(デイサービス)部門の項中「1,000円」を「1,050円」に改める。

(五所川原市国民健康保険診療所設置条例の一部改正)

第9条 五所川原市国民健康保険診療所設置条例(平成17年五所川原市条例第118号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項を次のように改める。

第6条 診療所において、次の各号に掲げる診断書、諸証明書等を交付するときは、手数料として当該各号に定める金額を徴収する。

- (1) 健康診断書(普通なもの) 1通につき 3,300円
- (2) 健康診断書(複雑なもの) 1通につき 5,500円
- (3) 疾病診断書(普通なもの) 1通につき 3,300円
- (4) 疾病診断書(複雑なもの) 1通につき 5,500円

- (5) 死亡診断書 1通につき 3,300円
- (6) 証明書（普通なもの） 1通につき 3,300円
- (7) 証明書（複雑なもの） 1通につき 5,500円
- (8) 死体検案書 1通につき 3,300円

第7条中「第6条」を「前条」に改める。

（五所川原市墓園設置条例の一部改正）

第10条 五所川原市墓園設置条例（平成17年五所川原市条例第125号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項の表中

「

＼	3,150円
規制墓地	1,000円
自由墓地	1,500円

」

を

「

	3,300円
規制墓地	1,050円
自由墓地	1,570円

」

に改め、同条中第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

（五所川原市ふれあい体験農園設置条例の一部改正）

第11条 五所川原市ふれあい体験農園設置条例（平成17年五所川原市条例第144号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

体験農園使用料

場所	区分	区画数	区画面積（㎡）	年額使用料
金木オートキャンプ場 ふれあい体験農園	A区画	16	30	1,570円
	B区画	22	60	3,140円
	C区画	9	85	4,450円
金木運動公園ふれあい 体験農園	A区画	14	30	1,570円
	B区画	13	60	3,140円

（五所川原市牧野設置条例の一部改正）

第12条 五所川原市牧野設置条例（平成17年五所川原市条例第151号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条、第9条関係）

使用者の区分	使用料（利用料金）	
	放牧料（1日1頭当たり）	採草料
市民	成牛 170円	10アール当たり

	育成牛 140 円 (140 円以内)	7,330 円 (7,330 円以内)
	こ 仔牛 50 円 (50 円以内)	ただし、実取、岩井、古館及び 第2長根山の各牧野に限る。
市民以外の者	成牛 270 円 (270 円以内)	
	育成牛 230 円 (230 円以内)	
	仔牛 160 円 (160 円以内)	

備考

- 肉用牛の区分は次のとおりとする。
成牛：月齢18か月以上
育成牛：月齢6か月以上18か月未満
仔牛：月齢6か月未満
- 市民以外の牧野の使用にあつては、放牧料のほか管理料（最初の放牧から最終退牧までの期間）として、次の使用料（利用料金）を加算して徴収する。
成牛（1頭当たり）：5,240円
育成牛（1頭当たり）：4,190円
仔牛（1頭当たり）：2,100円

（五所川原市金木自然休養村管理センター設置条例の一部改正）

第13条 五所川原市金木自然休養村管理センター設置条例（平成17年五所川原市条例第161号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「のとおりとする」を「に定める額を上限とする範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第5条、第10条関係）

使用料（利用料金）		
区分	午前9時から午後4時まで （1時間当たり）	午後4時から午後9時まで （1時間当たり）
室名		
研修室（80 m ² ）	310 円	420 円
小会議室（37.8 m ² ）	220 円	260 円
休憩室（1室）	220 円	260 円

備考 暖房器具を使用（利用）する場合は、1台につき1時間100円を使用料（利用料金）に加算する。

（五所川原市都市公園設置条例の一部改正）

第14条 五所川原市都市公園設置条例（平成17年五所川原市条例第178号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「1箇月」を「1月」に、「当該額」を「消費税等相当額（当該額）」に、「を加えた」を「）を加えた」に改める。

別表第2津軽フラワーセンターの項中「1,000円」を「1,050円」に、「2,700円」を「2,830円」に、「4,000円」を「4,190円」に改める。

附則に次の1項を加える。

(消費税等相当額の特例)

- 4 令和元年10月1日前になされた同日以後に設置又は管理する公園施設の許可及び占有する都市公園の許可に係る第15条第2項の消費税等相当額は、消費税法の規定に基づき消費税が課される金額に当該許可をした日に適用される同法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び当該額に同日に適用される地方税法第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合計して算出する。

(五所川原市道路占用料等徴収条例の一部改正)

第15条 五所川原市道路占用料等徴収条例(平成17年五所川原市条例第183号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「算出した額に、」の次に「消費税等相当額(」を加え、「切り捨てた額」を「切り捨てた額)」に改める。

附則に次の1項を加える。

(消費税等相当額の特例)

- 3 令和元年10月1日前になされた同日以後に占有する道路の許可に係る第2条第2項の消費税等相当額は、消費税法の規定に基づき消費税が課される金額に当該許可をした日に適用される同法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び当該額に同日に適用される地方税法第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合計して算出する。

(五所川原市水道事業給水条例の一部改正)

第16条 五所川原市水道事業給水条例(平成17年五所川原市条例第188号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(消費税等相当額の特例)

- 4 令和元年10月1日前から継続している水道の使用で、同日から同月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る第20条の消費税等相当額は、同年9月30日に適用される消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び当該額に同日に適用される地方税法第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合計して算出する。

(五所川原市働く婦人の家設置条例の一部改正)

第17条 五所川原市働く婦人の家設置条例(平成17年五所川原市条例第210号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「のとおりとする」を「に定める額を上限とする範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第8条、第10条関係)

五所川原市働く婦人の家使用料(利用料金)

	使用時間	午前9時から 正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
室名					

3階ホール	円	円	円	円
	3,300	3,300	3,300	6,600

備考

- 1 暖房を使用する場合は、1時間につきホール及び調理実習室については1,100円、その他の施設については550円を暖房料としてそれぞれ徴収する。
- 2 冷房（ホールのみ）を使用する場合は、1時間につき1,100円を冷房料として徴収する。
- 3 調理実習室を使用する場合において、ガスコンロを使用するときはガスコンロ1台につき330円、水道を使用するときは550円をそれぞれ徴収する。

（五所川原市生き生きセンター設置条例の一部改正）

第18条 五所川原市生き生きセンター設置条例（平成19年五所川原市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表の1 会議室等の表を次のように改める。

1 会議室等

使用時間 室名	午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
多目的ホール	1,570円 (2,100円)	2,100円 (2,620円)	3,140円 (4,190円)
会議室	1,050円 (1,360円)	1,570円 (1,890円)	2,100円 (2,620円)
休憩室	2,100円 (2,620円)	3,140円 (3,880円)	4,190円 (5,240円)

備考 表中下段括弧内の額は冷暖房施設を使用する場合の使用料の額とする。

（五所川原市ふるさと交流圏民センター設置条例の一部改正）

第19条 五所川原市ふるさと交流圏民センター設置条例（平成20年五所川原市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

コンサートホール

区分		基本区分（円）			複合区分（円）		
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時
入場料を徴収しない場合	平日	22,660	33,450	46,000	56,110	79,450	102,110
	休日	27,180	40,130	55,200	67,310	95,330	122,510
1,000円未満の入場料を徴収する場合	平日	30,320	48,330	60,410	78,650	108,740	139,060
	休日	36,370	57,990	72,490	94,360	130,480	166,850
1,000円以上2,000円未満の入場料を徴収する場合	平日	37,990	61,340	76,210	99,330	137,550	175,540
	休日	45,580	73,610	91,460	119,190	165,070	210,650
2,000円以上3,000円未満の入場料を徴収する場合	平日	45,320	72,020	88,750	117,340	160,770	206,090
	休日	54,370	86,430	106,500	140,800	192,930	247,300
3,000円以上の入場料を徴収する場合	平日	50,880	79,460	97,590	130,340	177,050	227,930

収める場合	休日	61,060	95,350	117,100	156,410	212,450	273,510
-------	----	--------	--------	---------	---------	---------	---------

ふるさと交流ホール

区分		基本区分 (円)			複合区分 (円)		
		9時～12時	13時～17時	9時～12時	13時～17時	9時～12時	13時～17時
入場料を徴収しない場合	平日	9,170	13,540	18,620	22,710	32,160	41,330
	休日	11,000	16,170	22,380	27,170	38,550	49,550
1,000円未満の入場料を徴収する場合	平日	12,270	19,560	24,440	31,830	44,000	56,270
	休日	14,670	23,510	29,330	38,180	52,840	67,510
1,000円以上2,000円未満の入場料を徴収する場合	平日	15,370	24,820	30,840	40,190	55,660	71,030
	休日	18,480	29,710	37,040	48,190	66,750	85,230
2,000円以上3,000円未満の入場料を徴収する場合	平日	18,330	29,150	35,910	47,480	65,060	83,390
	休日	22,000	34,980	43,070	56,980	78,050	100,050
3,000円以上の入場料を徴収する場合	平日	20,590	32,150	39,490	52,740	71,640	92,230
	休日	24,680	38,550	47,380	63,230	85,930	110,610
営利販売、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合		49,360	77,110	94,770	126,470	171,880	221,240

リハーサル室・研修室（和室）・楽屋他

区分	基本区分 (円)			複合区分 (円)		
	9時～12時	13時～17時	9時～12時	13時～17時	9時～12時	13時～17時
リハーサル室	1,330	1,780	2,140	3,110	3,920	5,250
研修室（和室）	880	1,170	1,400	2,050	2,570	3,450
第1楽屋	490	660	790	1,150	1,450	1,940
第2楽屋	250	340	400	590	730	990
第3楽屋	130	170	200	300	370	500
第4楽屋	130	170	200	300	370	500
第5楽屋	140	190	220	330	410	550
第6楽屋	140	190	220	330	410	550
第7楽屋	280	380	450	660	830	1,110
付属設備及び備品類	教育委員会規則で定める額					

備考

- この表において「休日」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、「平日」とは休日以外の日をいう。
- 入場料とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんにかかわらず、催物1回について入場者が支払う対価をいい、座席等により入場の対価の額が異なる場合は、その最高額とする。
- コンサートホール及びふるさと交流ホールを準備又は練習のために使用する場合の使用料は、当該使用料の100分の50に相当する額とする。ただし、ふるさと交流ホールを営利販売、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合並びにコ

ンサートホール及びふるさと交流ホールを公演等を伴わない練習の目的で使用する場合を除く。

- 4 使用時間がこの表に定める使用時間に満たない場合においても、時間割計算は行わない。
- 5 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、1時間以内に限り延長できるものとし、その延長された時間に係る使用料は、当該使用時間区分の1時間当たりの使用料の100分の150に相当する額とする。
- 6 この表の規定に基づいて算出した使用料に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(五所川原市民学習情報センター条例の一部改正)

第20条 五所川原市民学習情報センター条例(平成23年五所川原市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第11条中「から第3まで」を「及び別表第2」に改める。

第16条第3項中「から第3まで」を「及び別表第2」に、「に2を乗じた額を上限として」を「を上限とする範囲内において」に改める。

第17条第2号中「第2条各号」を「第3条各号」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第11条、第16条関係)

施設使用料

施設名	基本区分		複合区分	
	午前9時から正午まで又は午後6時から午後9時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
大教室	4,090円	5,450円	10,900円	16,360円
パソコン室	3,770円	5,020円	10,050円	15,080円
視聴覚室	2,720円	3,620円	7,250円	10,880円
第1教室	1,360円	1,810円	3,620円	5,440円
第2教室	1,360円	1,810円	3,620円	5,440円

備考

- 1 使用料は、貸切り使用の場合に限り徴収する。
- 2 実際の使用時間が、この表に定める使用時間に満たない場合においても、当該使用料を徴収する。

別表第2(第11条、第16条関係)

備品等使用料

備品名	金額	備考
投影機器	310円	1回当たり
スクリーン	220円	1回当たり
再生機器	220円	1回当たり

備考 上記備品以外の事務機器として設置している複写機、ファックス等を使用した

場合は、その使用に係る実費相当額を徴収する。

別表第3を削る。

(五所川原市芦野公園設置条例の一部改正)

第21条 五所川原市芦野公園設置条例(平成23年五所川原市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1桜まつり期間(準備、撤収期間を含む。)内の公園敷地の部小屋掛け、露店その他これに類するものにより業を営む場合の款市内に住所を有する者の項中「630円」を「600円」に改め、同表備考に次のように加える。

4 この表の規定にかかわらず、使用期間が1月に満たない公園敷地の使用の場合の使用料の額は、同表の規定により算出した額に、消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づき消費税が課される金額に同法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額(以下「消費税額」という。))及び消費税額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額(この額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額とする。

別表第2研修施設の部市内に住所を有する者の項中「2,800円」を「2,930円」に改め、同部市外に住所を有する者の項中「5,200円」を「5,450円」に改め、同表変わり種自転車の項中「200円」を「220円」に改める。

附則に、次の1項を加える。

4 別表第1の規定にかかわらず、令和元年10月1日前に使用の許可を受けている者が納付する使用料(使用期間が1月に満たない公園敷地の使用の場合の使用料に限る。)については、なお従前の例による。

(五所川原市下水道条例の一部改正)

第22条 五所川原市下水道条例(平成23年五所川原市条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(消費税等相当額の特例)

6 令和元年10月1日前から継続している公共下水道及び特定環境保全公共下水道並びに農業集落排水施設及び漁業集落排水施設の使用で、同日から同月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る第23条、第34条、第44条及び第51条の消費税等相当額は、同年9月30日に適用される消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び当該額に同日に適用される地方税法第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合計して算出する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第1条の規定、第5条中五所川原市歴史民俗資料館設置条例第7条第3項の改正規定、第13条中五所川原市金木自然休養村管理センター設置条例第10条第3項の改正規定、第14条中五所川原市都市公園設置条例第15条第2項の改正規定及び附則に1項を加える改正規定、第15条及び第16条の規定、第17条中五所川原市働く婦人の家設置条例第10条第3項の改正規定、第20条中五所川原市民学習情報センター条例第17条第2号の改正規定及び第22条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第2条から第14条まで及び第17条から第21条までの規定による改正前の五所川原市コミュニティセンター設置条例第4条及び第11条第3項第1号の規定、五所川原市集会所設置条例第4条及び第11条第3項第1号の規定、五所川原市公民館設置条例第4条の規定、五所川原市歴史民俗資料館設置条例第8条第1項第1号の規定、五所川原市地域福祉センター設置条例第5条及び第12条第1項第1号の規定、五所川原市老人福祉センター設置条例第4条及び第10条第1項第1号の規定、五所川原市生活支援ハウス設置条例第5条の規定、五所川原市ふれあい体験農園設置条例第3条の規定、五所川原市牧野設置条例第4条及び第10条第1項第1号の規定、五所川原市金木自然休養村管理センター設置条例第4条及び第11条第1項第1号の規定、五所川原市都市公園設置条例第13条の規定、五所川原市働く婦人の家設置条例第5条及び第11条第1項第1号の規定、五所川原市生き生きセンター設置条例第4条の規定、五所川原市ふるさと交流圏民センター設置条例第5条及び第14条第3項第2号の規定、五所川原市民学習情報センター条例第5条及び第17条第1号の規定並びに五所川原市芦野公園設置条例第6条の規定による使用又は利用の許可を受けている者が納付又は納入する使用料又は利用に係る料金、五所川原市国民健康保険診療所設置条例第6条第1項の規定による診断書、諸証明書等の交付を受けている者が納付する手数料並びに五所川原市墓園設置条例第4条の規定による使用の許可を受けている者が納入する管理料のうち、平成31年度以前の年度分として納付する管理料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、使用料、手数料等の額を改める等のため提案するものである。

議案第9号

五所川原市ふるさと交流圏民センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

五所川原市ふるさと交流圏民センター設置条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和元年7月25日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

令和元年10月1日から消費税率が変更となることに伴い、五所川原市ふるさと交流圏民センターの使用料を改定するため、当該規則において一部を改正するものである。

五所川原市ふるさと交流圏民センター設置条例施行規則の一部を改正する規則
(案)

五所川原市ふるさと交流圏民センター設置条例施行規則（平成20年3月27日五所川原市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

五所川原市ふるさと交流圏民センター設置条例施行規則（平成20年五所川原市教育委員会規則第5号）の一部を改正する規則新旧対照表（新）

区分	名 称	単 位	使 用 料 (1回につき)	備 考	区分	名 称	単 位	使 用 料 (1回につき)	備 考
舞 台 設 備 コ ン サ 音 響 ト ホ ル 明 設 備	オーケストラピット	1基	4,290円		舞 台 ・ 音 響 と 交 流 ホ ル 明 設 備	センターピンスポットライト	1台	2,140円	
	音響反射板	1式	7,150円			フロントサイドピンスポット ライト	1台	700円	
	スクリーン	1式	1,430円			16mm映写機(2kW)	1式	5,720円	
	小ざり	1基	2,860円			スライド映写機	1台	1,430円	
	松羽目	1式	1,840円			スクリーン	1式	850円	
	ピアノ(スタインウェイ)	1台	8,580円	調律料含まず		音響拡声装置	1式	1,430円	マイク2本付
	所作台	1式	7,150円			三点吊りマイク装置	1式	1,140円	
	ワイヤレスマイクロホン装置	1CH	1,140円	6CH		ワイヤレスマイクロホン装置	1CH	1,140円	6CH
	カセットテープレコーダー	1台	700円			カセットテープレコーダー	1台	700円	
	デジタルオーディオテープレ デッキ	1台	990円			デジタルオーディオテープレ デッキ	1台	990円	
	コンパクトディスクプレーヤー	1台	700円			コンパクトディスクプレーヤー	1台	700円	
	オープンテープレコーダー	1台	1,430円			オープンテープレコーダー	1台	1,430円	
	レコードプレーヤー	1台	990円			レコードプレーヤー	1台	990円	
	音響拡声装置	1式	2,140円	マイク2本付		16mm映写機(1kW)	1式	2,860円	
	エレベーターマイク装置	1式	1,430円			スライド映写機	1台	1,430円	
	三点吊りマイク装置	1式	1,430円			ミニディスクデッキ(MD)	1台	700円	
	ミニディスクデッキ(MD)	1台	700円			ピアノ(ヤマハフルコン)	1台	2,860円	調律料含まず
	ボーダーライト	1列	1,140円			ボーダーライト	1列	570円	
調光卓	1台	2,140円		調光卓	1台	1,140円			
サスペンションライト	1列	1,430円		サスペンションライト	1列	990円			
アッパーホリズントライト	1列	1,430円		アッパーホリズントライト	1列	700円			
ロアホリズントライト	1列	1,140円		ロアホリズントライト	1列	700円			
フットライト	1列	700円		フットライト	1列	420円			
トーマタルスポットライト	1式	1,140円		シーリングスポットライト	1列	1,140円			
フロントサイドスポットライ ト	1式	2,860円		センターフォロースポットラ イト	1台	1,140円			
シーリングスポットライト	1式	2,860円		フロントサイドスポットライト	1式	1,140円			

区分	名 称	単 位	使 用 料 (1回につき)	備 考	区分	名 称	単 位	使 用 料 (1回につき)	備 考
舞 台 各 設 備 コ ン サ 音 響 ト ホ ル 明 設 備 共 通	平台	1台	140円		照 明 各 備 コ ン サ 音 響 ト ホ ル 明 設 備 共 通	オーロラマシン	1台	700円	
	毛せん	1枚	140円			ミラーボール	1台	700円	
	金屏風	1双	1,430円			ダブルマシン	1式	700円	
	司会者台	1台	280円			リップルマシン	1台	700円	
	指揮者台	1台	420円			ドラムマシン	1式	700円	
	指揮者用譜面台	1台	220円						
	譜面灯	1台	140円						
	譜面台	1台	110円						
	演台	1台	700円			ドライアイスマシン	1台	1,140円	
	紗幕	1枚	700円			スモークマシン	1台	1,140円	
	地がすり	1枚	700円			ストロボスコープ	1台	700円	
	パレシート	1式	4,290円						
	ジョーゼット	1式	4,290円			ピアノ(アップライト)	1台	1,430円	調律料含まず
	移動式スクリーン	1式	1,140円						
	プロジェクター	1台	3,540円						
	看板	1枚	220円			ワイヤレス電池	1本	170円	
	マイクロホン(リボン、タイピ ン、パウンドリ)	1本	710円			シャワー室	1室	1,050円	
	マイクロホン(ダイナミック)	1本	420円			上敷ござ	1枚	140円	
マイクロホン(コンデンサ)	1本	710円		白板	1台	140円			
マイクスタンド	1本	110円							
移動用音響卓PROMIX01	1台	1,140円		机(テーブル)	1脚	140円			
移動用音響卓PM1800	1台	2,140円		椅子	1脚	70円			
移動用音響卓LS9	1台	2,140円							
ステージスピーカー(大)	1台	990円		同時通訳	1器	700円			
ステージスピーカー(小)	1台	700円		FAX・コピー	1枚	10円			
移動用はね返りスピーカー	1台	570円		持込器具使用電源	1kw	200円			
エフェクター	1台	700円		トランシーバー	1台	280円			
ダイレクトボックス	1台	280円		ビデオデッキ(録画)	1式	220円			
フットスポットライト(500W)	1台	140円		看板(移動用)	1枚	110円			
パーライト(1kW)	1台	280円		国旗・市旗	1枚	220円			
パーライト(500W)	1台	140円		パネル	1枚	110円			
カッターピンスポットライ ト(1kW)	1台	280円		座布団	1枚	310円			
スポットライト(1kW)	1台	280円		お茶道具・ポット・水差し	1式	220円			
スポットライト(500W)	1台	140円		冷暖房	1式	520円			
ストリップライト(100W)	1台	280円							

備考

- 1 使用回数は、条例第5条第1項の許可に係る使用時間に含まれる条例別表基本区分欄に掲げる「9時～12時」、「13時～17時」又は「18時～22時」である使用時間の数をもって算定する。ただし、16mm映写機及びスライド映写機については、上映回数をもって算定する。
- 2 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、1時間以内に限り延長できるものとし、その延長された時間に係る使用料は、当該使用時間区分の1時間当たりの使用料の100分の150に相当する額とする。
- 3 ドライアイスマシン装置で使用する消耗品は、使用者の負担とする。
- 4 この表の規定に基づいて算出した使用料の総額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

議案第10号

平成31年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について

平成31年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書を別冊のとおり五所川原市議会へ提出する。

令和元年7月25日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、平成31年度五所川原市教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について、五所川原市議会に提出し公表するため、提案するものである。